

## 管内都市ガス事業者における経年管対策状況について（令和3年度（2021年度））

関東東北産業保安監督部東北支部保安課

経年管対策状況について、ガス事業法第171条第1項の規定に基づきガス事業者から報告された令和3年度末における導管改修実施状況報告（東北支部取りまとめ分）を集計した結果は、次のとおりです。

### 一般ガス導管事業者等（旧一般ガス事業者）の実施状況（東北管内34事業者※）

	全管種総量 令和3年度末	未対策ねずみ鑄鉄管残存量		未対策腐食劣化対策管残存量	
		令和3年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和2年度末
中圧本支管(km)	1,557	0 ( 0)	0	29 ( ▲4)	33
低圧本支管(km)	9,764	13 (▲1)	14	624 ( ▲71)	695
供給管(本)	411,302	0 ( 0)	0	36,369 (▲2,752)	39,121
灯外内管(本)	370,938	0 ( 0)	0	76,420 (▲3,090)	79,510

（注）中・低圧本支管の数字は小数点四捨五入の数字。（ ）内は前年比減少量

※ 当支部管内の1事業者3事業所については、関東監督部での一括取りまとめで対象外。

#### 【本支管】

東北管内の未対策ねずみ鑄鉄管は、全て低圧本支管で、約13km残存し、低圧本支管全量に占める割合は0.13%（全国0.38%）である。

未対策腐食劣化対策管は、中圧本支管で約29km残存し、中圧本支管全量に占める割合は1.9%（全国0.12%）であり、全国で東北地区が占める割合が69%と高くなっている。

また、低圧本支管では、約624km残存し、低圧本支管全量に占める割合は6.4%（全国6.1%）である。

#### 【供給管・灯外内管】

供給管（灯外内管内管を含む。）の未対策ねずみ鑄鉄管については、平成28年度末で解消された。

未対策腐食劣化対策管について、供給管は約3万6千本残存し、供給管全量に占める割合は8.8%（全国8.0%）である。また、灯外内管については、約7万6千本残存し、灯外内管全量に占める割合は20.6%（全国12.9%）である。

（参考） 全国の状況（令和3年度末）

	全管種総量	未対策ねずみ鑄鉄管残存量		未対策腐食劣化対策管残存量	
			東北の割合		東北の割合
中圧本支管(km)	35,281	0	0%	42	69.0%
低圧本支管(km)	229,639	871	1.5%	14,009	4.5%
供給管(本)	15,523,730	3	0%	1,243,566	2.9%
灯外内管(本)	14,301,361	9	0%	1,846,515	4.1%

---

【用語について】

1. ねずみ鋳鉄管：ねずみ鋳鉄管は、耐震性に劣り、亀裂・折損による漏えいが発生した場合、設置環境によって、重大事故につながるリスクが高くなる可能性がある
2. 腐食劣化対策管：いわゆる「白管」「黒管」などをいい、埋設された土壌環境等によっては腐食が進行し、ガス漏えいにつながる可能性がある。
3. 中圧：ガス事業法に定めるガス圧区分のひとつで、導管によるガス輸送の途中段階において、この「中圧」用のガス導管が使用される。
4. 低圧：ガス事業法に定めるガス圧区分のひとつで、例えば一般家屋等へは通常この「低圧」でガスを供給している。
5. 本支管：本支管とは、道路に並行して敷設されているガス管で、供給管及び内管を除いたものをいう。
6. 供給管：ガス導管のうち、本支管から分岐してから需要家の敷地に入るまでのものをいう。
7. 灯外内管：内管（需要家の敷地内にあるガス導管）のうち、ガスメーターの入口までのものをいう。